

令和4年(す)第428号 営利略取、逮捕監禁致傷、大麻取締法違反被告事件についてした上告棄却決定に対する異議申立て事件

令和4年7月20日 第三小法廷決定

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

1 記録によれば、本件の訴訟経過は、次のとおりである。

(1) 被告人は、令和3年4月28日、営利略取、逮捕監禁致傷の事実で、同年6月23日、大麻取締法違反の事実でそれぞれ起訴され、A弁護士を弁護人として選任していた。しかし、A弁護人は、論告、弁論が予定されていた公判期日の4日前である同年9月4日、辞任届を提出したため、第1審裁判所は、同公判期日を取り消し、その後、新たに別の弁護士の弁護人選任届が提出された。被告人は、同年12月16日、上記の各罪により懲役2年4月に処せられ、同月27日、控訴した。

(2) 令和4年1月27日、原審裁判所は、控訴趣意書差出最終日を同年3月3日、第1回公判期日を同月18日とそれぞれ指定し、同年1月28日、A弁護士の弁護人選任届が提出された。しかし、A弁護人は、控訴趣意書差出最終日の3日前である同年2月28日、辞任届を提出したため、原審裁判所は、国選弁護人を選任するとともに、控訴趣意書差出最終日を同年3月31日まで延長し、第1回公判期日を同年4月15日に変更した。被告人は、同日、控訴棄却の判決を受け、同月29日、上告した。

(3) 同年5月25日、当審にA弁護士の弁護人選任届が提出され、上告趣意書差出最終日が同年6月27日と指定された。しかし、A弁護人は、その最終日に至り、辞任届を提出し、その翌日である同月28日、新たにB弁護士の弁護人選任届が提出された。

(4) 結局、本件については、上告趣意書の提出がなく、同年7月1日、刑訴法414条、376条、刑訴規則266条、236条、252条により定めた期間内に

上告趣意書を差し出さなかったことから、刑訴法414条、386条1項1号により、上告棄却の決定がされた。

2 このような事実関係の下では、上告趣意書差出最終日には被告人に弁護人がなかったとしても、上告趣意書差出最終日までに上告趣意書を差し出さなかったことを理由に被告人の上告を棄却したことは正当であり、本件申立てには理由がない。

よって、刑訴法414条、386条2項、385条2項、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡邊恵理子)